

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表

改 正 後	現 行																																
別 紙 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	別 紙 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱																																
第 1 (略)	第 1 (略)																																
第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 (交付の目的) 1 (略)	第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 (交付の目的) 1 (略)																																
(定 義) 2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。 (1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係	(定 義) 2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。 (1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>大 分 類</th> <th>中 分 類</th> <th>小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑥ (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑦ 障害者総合支援法第 5 条第 2.7 項に規定する地域活動支援センター</td> <td>地域活動支援センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 障害者総合支援法第 5 条第 2.8 項に規定する福祉ホーム</td> <td>福祉ホーム</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	①～⑥ (略)	(略)	(略)	(略)	⑦ 障害者総合支援法第 5 条第 2.7 項に規定する地域活動支援センター	地域活動支援センター			⑧ 障害者総合支援法第 5 条第 2.8 項に規定する福祉ホーム	福祉ホーム			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>大 分 類</th> <th>中 分 類</th> <th>小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑥ (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑦ 障害者総合支援法第 5 条第 2.6 項に規定する地域活動支援センター</td> <td>地域活動支援センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 障害者総合支援法第 5 条第 2.7 項に規定する福祉ホーム</td> <td>福祉ホーム</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	①～⑥ (略)	(略)	(略)	(略)	⑦ 障害者総合支援法第 5 条第 2.6 項に規定する地域活動支援センター	地域活動支援センター			⑧ 障害者総合支援法第 5 条第 2.7 項に規定する福祉ホーム	福祉ホーム		
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																														
①～⑥ (略)	(略)	(略)	(略)																														
⑦ 障害者総合支援法第 5 条第 2.7 項に規定する地域活動支援センター	地域活動支援センター																																
⑧ 障害者総合支援法第 5 条第 2.8 項に規定する福祉ホーム	福祉ホーム																																
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																														
①～⑥ (略)	(略)	(略)	(略)																														
⑦ 障害者総合支援法第 5 条第 2.6 項に規定する地域活動支援センター	地域活動支援センター																																
⑧ 障害者総合支援法第 5 条第 2.7 項に規定する福祉ホーム	福祉ホーム																																

改 正 後				現 行			
⑨～⑪ (略)	(略)			⑨～⑪ (略)	(略)		
(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)、介護保険法 (平成9年法律第123号) 第8条第28項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第29項に基づく介護医療院、同法第8条第4項に基づく訪問看護	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム (A型) 軽費老人ホーム (B型) 軽費老人ホーム (ケアハウス) 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター (A型) 老人福祉センター (特A型)	① 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)、介護保険法 (平成9年法律第123号) 第8条第28項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第29項に基づく介護医療院、同法第8条第4項に基づく訪問看護	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム (A型) 軽費老人ホーム (B型) 軽費老人ホーム (ケアハウス) 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター (A型) 老人福祉センター (特A型)

改		正		後		現		行			
<p>の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての</p>		<p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>在宅複合型施設</p> <p>生活支援ハウス</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p> <p>訪問看護ステーション</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>夜間対応型訪問介</p>		<p>老人福祉センター（B型）</p> <p>老人福祉施設付設作業所</p> <p><u>老人介護支援センター</u></p> <p><u>在宅介護支援センター</u></p>		<p>5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「老人福祉施設等」という。）</p>		<p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>在宅複合型施設</p> <p>生活支援ハウス</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p> <p>訪問看護ステーション</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>夜間対応型訪問介</p>		<p>老人福祉センター（B型）</p> <p>老人福祉施設付設作業所</p>	

改 正 後				現 行			
看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「老人福祉施設等」という。）	介護ステーション 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所			介護ステーション 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	老人介護支援センター	在宅介護支援センター	
② (略)	(略)	(略)	(略)	② (略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

(交付の対象)

3 (略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金

(3) (略)

(交付の対象)

3 (略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金

改 正 後							現 行						
関係							関係						
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 児童福祉施設等 ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(6) 児童福祉施設等 ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 (中分類)	(略)	(ア) 市町村 <u>(イ) 社会福祉法人等</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 (中分類)	(略)	(ア) 市町村 <u>(イ) 社会福祉法人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	(略)	(ア) 市町村 <u>(イ) 社会福祉法人等</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	(略)	(ア) 市町村 <u>(イ) 社会福祉法人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ (略)							イ (略)						

改 正 後							現 行						
ウ（項）児童福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係							ウ（項）児童福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係						
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 助産施設等 ア～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) 助産施設等 ア～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カ 児童自立生活援助事業所	(略)	(ア) 中核市又は市町村 <u>(イ) 社会福祉法人等</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	カ 児童自立生活援助事業所	(略)	(ア) 中核市又は市町村 <u>(イ) 社会福祉法人又は公益社団法人、若しくは公益財団法人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
キ 地域子育て支援拠点事業所	(略)	(ア) 市町村 <u>(イ) 児童福祉法第34条の11第1項に基づき地域子育て支援</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	キ 地域子育て支援拠点事業所	(略)	(ア) 市町村 <u>(イ) 児童福祉法第34条の11第1項に基づき地域子育て支援</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後							現 行						
		<u>拠点事業を実施する法人(社会福祉法人等)</u>							<u>拠点事業を実施する法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)</u>				
ク 小規模住居型児童養育事業所	(略)	(ア)中核市又は市町村	(略)	(略)	(略)	(略)	ク 小規模住居型児童養育事業所	(略)	(ア)中核市又は市町村	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	<u>(イ)社会福祉法人等</u>	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>(イ)社会福祉法人又は公益社団法人、若しくは公益財団法人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
ケ～サ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ケ～サ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
シ 利用者支援事業所	(略)	(ア)市町村	(略)	(略)	(略)	(略)	シ 利用者支援事業所	(略)	(ア)市町村	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>(イ)子ども・子育て支援法第59条第1号に基づく利用者支援事業を</u>	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>(イ)子ども・子育て支援法第59条第1号に基づく利用者支援事業を</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後							現 行						
		<u>実施する法人 (社会福祉法 人等)</u>							<u>実施する法人 (社会福祉法 人、日本赤十字 社、公益社団法 人又は公益財 団法人に限 る。)</u>				
ス(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ス(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)～(6)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3)～(6)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)							(2) (略)						
5～10 (略)							5～10 (略)						
別表 (略)							別表 (略)						
別紙 1～9 (略)							別紙 1～9 (略)						